

平成28年（行ウ）第161号，平成29年（行ウ）第43号

美浜原子力発電所3号機運転期間延長認可処分等取消請求事件

原告 松下照幸 外72名

被告 国

## 準備書面（18）の要旨の陳述

2017（平成29）年12月6日

名古屋地方裁判所 民事9部A2係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 北村 栄 ほか

### 第1 本準備書面の意味

本書面では，2017年（平成29年）12月から本年11月までの新聞記事にされた本訴訟、及び本件原発に関係する出来事と、それがどの様に本訴訟に関係するのかについて、その要点をまとめて述べさせていただきます。

### 第2 本訴訟と関係する出来事

#### 1 高浜・美浜原発関係

(1) 衆院選期間中、福井新聞社が福井県内有権者を対象に原発に関する電話世論調査を行いました。その中で大変注目すべき結果が出ました。

「40年を超える原発は廃止すべき」と答えた人が約30%、「すべての原発を廃止すべき」が22%で、二つを合わせた運転延長を否定する割合が5割を超えたという結果が出たのです。原発の稼働に肯定的な意見が圧倒的に多い立地県である福井県においても、40年超の原発については、運転延長を否定する割合が半数を超えているのです。

また、同じ福井県でも立地地域でない所では、さらに否定的な人が多いことがわかりました。原発の稼働に肯定的な意見が圧倒的に多い立地県であっても、本件老朽原発は、住民から危険だ、動かして欲しくないと考えられていることがよくわかります。

- (2) また、8月の朝日新聞のアンケートでわかったことですが、高浜原発からわずか3kmの舞鶴市が、再稼働容認の前提として立地自治体並みの協定を求めたところ、関電が「同意する権利」を拒否しました。

舞鶴市長は「避難訓練もする、マニュアルも作る。立地自治体と同じ努力を強いられている。当たり前の要望だ」と不満をあらわにしたとのことですが、当然のことです。わずか3キロの住民の意思が無視されているのが原発の現状です。

- (3) 昨今、報道では、北朝鮮の弾道ミサイルの脅威がJアラートでも呼びかけられています、一番狙われやすいのが福井の原発と言われています。
- (4) また、9月には、規制委員会の火山灰の濃度の審査に大きな誤りがあり、美浜原発の原子炉が冷却不能になる可能性があるとの報道されました。

## 2 40年超の原発の稼働について

- (1) 9月27日、川内原発から30キロ圏内にあるいちき串木野市議会が、40年を超える運転延長を容認しないとの意見書を出しました。
- (2) 10月には、東海第二原発がある茨城県内の44市町村のうち17市町村議会が同様の意見書を可決し、廃炉や再稼働中止を求める自治体も合わせると全体の6割の計27市町村議会に上ることがわかりました。

通常原発に比べ、40年超の原発の運転には反対の自治体・住民が多いことが特徴的となっています。

## 3 再稼働についての原発周辺住民の意識について

- (1) 7月、九州電力川内原発周辺の自治体では、福島第一原発事故により、それまでの原発容認派も、事故が起きれば県境や市境など関係ないことがわかり、保守系市議や4首長が再稼働に反対するなど、福島原発事故後、人々や地元政治家の意識も大きく変わってきていることが明らかとなっています。
- (2) また、8月、河北新報が世論調査したところ、運転開始から33年の女川原発1号機についても、「廃炉にすべきだ」が75.2%、立地の女川町でも廃炉を求める意見が60%を超えるとの結果が出たとのこと。

大多数の人々が古い原発には危険性を感じ、廃炉を求めているのです。

- (3) 朝日新聞のアンケートで、原発の半径30キロ圏にある全国155自治体の首長の43%が、再稼働を決める際に原発立地自治体だけでなく周辺自治体の同意も必要と回答しました。周辺自治体に限ると53%が必要と回答し

ています。原発事故被害が広範囲にわたり、多大な影響を及ぼすものであることからすれば、当然のことと思われまます。

#### 4 避難計画について

中日新聞が、8月、全国13の原発立地道県にSPEEDIの今後の活用方針を尋ねたところ、国と立地自治体の意見が分かれてることが判明しました。政府がシステムの活用策を自治体に「丸投げ」する中、真っ先に住民の避難を担う地元が苦慮している実情を浮き彫りになりました。

このため、自治体は十分な避難計画が立てられないことになり、事故が起きても十分な避難が出来ない状況がここでも明らかとなりました。

#### 5 原子力規制委員会の問題性

(1) 9月22日に、規制委員会の委員長が交代しましたが、田中委員長が退任の会見で、常に政治的圧力があつたと述べたと報道されました。

このように、原発の稼働について、常に稼働の方向への圧力が大きくかかっている、規制委員会がその影響に大きくさらされているのならば、その規制委員会がなした審査の当否は厳しく審査がなされるべきでしょう。

(2) また、新委員長に、更田豊志氏が就任し、会見で「規制委は福島第一原発事故の反省と教訓を踏まえて出来た。初心を忘れず、福島への思いを持ち続けることが重要だ。」と語りましたが、これは規制委員会の審査を判断する裁判所にも当てはまることだと思います。

#### 6 東電の柏崎刈羽原発の適合性容認について

(1) 10月4日、規制委員会は、福島第一原発の当事者である東電の柏崎刈羽原発について、新たな安全対策を講ずれば原発の新規制基準に「適合」するとの審査書案を了承しました。

しかし、東電については、9月28日に福島第一原発の建屋周りにある井戸（サブドレン）6本の水位計が5ヶ月間も誤って設定されていたことが発覚、建屋にたまる高濃度汚染水の方が地下水位より高くなり、漏れる可能性もあつたとの事態が発生していました。

幸い大事には至りませんでした。東電に厳重な水位管理を命じたのは規制委です。東電がなぜ初歩的ミスを犯し、最大5カ月も気付かなかったのか、このような東電に原発運転の資格があるのか、議論し直してもいい重大

な事態でした。しかし、規制委員会が、その問題はほぼ素通りして、審査書案を了承したことに、大きな疑問が出されています。

- (2) また、米山新潟県知事も、規制委員会が適合性判断に際し付けた条件、例えば、「東電が経済性を優先して安全性をおろそかにしないという姿勢を原発の運転手順などを定める保安規定に明記すること」等について、「大臣が認めたり、保安規定に書き込んだりすれば適格性が担保されるという考えは精神論的だ。大和魂があれば（戦争に）勝てる、というのに近い」と疑念を示しています。

## 7 福島第一原発事故とその被害について

- (1) 8月、東京電力福島第一原発事故の廃炉作業への税金投入が1000億円を突破しました。政府は事故処理費用全体を4年前の倍の21・5兆円と見込みましたが、今後も大幅に増えることは確実な見通しとなりました。処理費用には税金だけでなく、電気代の一部として消費者が負担する分も含まれ、原発事故の後始末の国民へのつけ回しはさらに膨れ上がることとなります。
- (2) 9月8日、東京電力は、福島第一原発で協力会社の男性作業員が内部被曝する事故があったと発表しました。同事故の被害が、汚水タンクの解体という作業にまで及んでいること、原発被害は、単に直接の事故被害だけでなく、その後の後始末の作業にまで人間を被ばくさせるほど拡がっていることがわかります。
- (3) 9月14日、原子力委員会は、2016年版の原子力白書をまとめ、福島第一原発事故の社会への影響は今も残っているとし、「事故原因や被害の実態を明らかにする取り組みが引き続き必要だ」と強調し、放射線量が非常に高く現地調査に着手できていないなど、未解明の部分があることも指摘しました。未だ福島第一原発事故の事故原因が明らかになっていないことを原子力委員会が認めているのです。
- (4) 9月、政府は関係閣僚会議を開き、福島第一原発の廃炉に向けた中長期ロードマップ（工程表）を改定し、1、2号機のプールに残る使用済み核燃料の取り出し開始時期を、現行計画の2020年度から「23年度めど」に遅らせることを正式に決めました。わずか6年の間に何度も工程表が改定されるほど、原発事故は、我々の想像が付かない、簡単にコントロール出来ないとてつもない被害が発生することがわかります。
- (5) 9月、福島第一原発事故で福島県内の森林内部にたまった放射性セシウム

の大半が、現在、地面表層にとどまっていることを、森林総合研究所（茨城県つくば市）が事故後5年間の追跡調査で明らかにしました。原発同事故の影響は場所を変えて依然残るものであることがわかります。

## 8 高レベル放射性廃棄物について

- (1) 来年7月に30年の満期を迎える日米原子力協定について、米トランプ政権が自動延長を容認することがわかりました。ただ、たまり続けるプルトニウムに核不拡散上の懸念があり、米国務省は日本に明確な削減計画を示すよう求める方針とのことです。原発の再稼働が進まない中で、消費しきれないプルトニウムを再処理工場で大量に生み出すことに米国が核拡散の観点から懸念を表明していることがわかります。

この問題を解決するには、再処理計画を中止しプルトニウムを抽出しないこと、そして使用済み核燃料をこれ以上生み出さないことが重要となります。とすれば、結局原発をこれ以上稼働させないという方向しか問題を解決する方法がないこととなります。

- (2) また、7月28日に 経済産業省が高レベル放射性廃棄物(核のごみ)の「科学的特性マップ」を発表しました。これに対して、中部地方の自治体からは懸念や戸惑い、怒りのコメントが相次ぎ、原発の集中立地県の福井県知事でさえ受け入れを拒否しているように、どこも引き受け手がない状況になっています。

## 9 行政のあからさまな原発推進政策

- (1) 経済産業省は8月1日、国のエネルギー政策の指針となる「エネルギー基本計画」の見直しに着手すると発表しました。これまで「想定していない」としてきた原発の新設や建て替えを、将来の課題として盛り込むことを視野に入れるとまで述べています。
- (2) また、10月13日、経済産業省が、原発が立地する自治体を対象とした国の補助金を、2017年度から、原発の半径20キロ圏内の自治体にも支払う仕組みに変更していたことがわかりました。新たに支給予定の立地外の自治体は16に上ります。まさに、再稼働の容認を促すための新たな「アメ」と取られても仕方がないものです。

## 10 世界が自然エネルギーへの移行、脱原発の方向にあること

(1) 10月4日、国際エネルギー機関（IEA）は、太陽光や風力、水力といった再生可能エネルギーによる世界の発電容量が2022年に3056ギガワット（1ギガワット＝100万キロワット）に達し、16年に比べ43%増えるとの見通しを発表しました。太陽光発電の設備コスト低下を背景に、中国を中心に導入が広がっているためとのことです。

しかし、我が国の伸びは世界全体よりも鈍くなっています。これは、我が国の原発偏重政策の影響によるもので、このままでは国際的な技術の開発競争から脱落しかねないことになってしまいます。

(2) また、大学の原子力関係の部門では、後始末のための研究者や技術者の養成が不可欠であり、今後原発は後始末が重要とされる時代となると指摘されています。

## 11 他の原発関連訴訟の裁判所の判断について

(1) 7月、松山地裁で伊方原発の差し止め訴訟が棄却されましたが、そのような司法（裁判所）に対して、福島教訓を忘れたのか、との声が上がっています。

(2) 10月、損害賠償裁判で、国と東電に再び賠償命令が出されました。

国や東電は、やるべきことをやったと主張していたのですが、実際にはそうではないことが判明したもので、責任が問われるのは当然です。そのためにも、国のなした行為に対しても、しっかりと司法が審査をすべきです。

## 第3 まとめ

1 以上の、今回の新聞記事からわかることは、いくつかの世論調査やアンケートにおいて、原発の周辺住民、自治体で再稼働を容認しないと声が多数になっていることです。いくつかの自治体が、その意思を表すために意見書を出しています。

特に、40年超の老朽原発については、まさに本件原発の立地県である福井県で、立地県として原発の稼働を求める声が圧倒的に多いと思われるにもかかわらず、老朽原発の稼働を止めて欲しいとの声が30%もあり、原発そのものを止めて欲しいとの声の22%を大きく超え、二つを合わせると半数を超えていることです。

また、福島原発事故の被害は様々なところで残り、作業期間や莫大な費用の見通しも立っておらず、原子力委員会ですえ、未解明の部分があり、事故原因

や被害の実態を明らかにする取り組みが引き続き必要だと強調しているのです。

しかし、それにもかかわらず、行政は安全性を無視するかの如く、原発の新設や建て替えまでしようとの指針を打ち出し、補助金を出す自治体を増やし金で押さえ込もうとしています。

2 これまで述べましたように、自然エネルギーが世界の趨勢になっている流れの中、行政が原発推進に前のめりになっている状況と、加えて、原発歓迎の立地県の住民でさえ、老朽原発は危険だから止めて欲しいとの声を上げている現実をよくご覧下さい。

裁判所には、この時代の流れと事実を直視し、人権の最後の砦であるとの裁判所本来の役割を果たして頂くよう、強く求めるものであります。

以上